

弁護士報酬早見表【税込総額表示】

磐城総合法律事務所  
2021年7月5日改訂

督促手続事件（第19条）

経済的利益	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	$(\text{経済的利益の}2\%) \times 1.1$	第16条又は第20条の額の2分の1
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	$(\text{経済的利益の}1\% + \text{金}3\text{万円}) \times 1.1$	
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	$(\text{経済的利益の}0.5\% + \text{金}18\text{万円}) \times 1.1$	
金3億円を超える場合	$(\text{経済的利益の}0.3\% + \text{金}78\text{万円}) \times 1.1$	

（事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができます。着手金の最低額は金5万5000円。）